

「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」改訂について〔概要版〕

平成29年3月21日
宮 城 県

1 趣旨

「基本方針」の目標に掲げた「震災以前の安全・安心なみやぎの再生～年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり」について、県としては概ね達成されたものと考え、平成29年1月に「宮城県環境審議会放射能対策専門委員会」に報告し、了解が得られた。

しかしながら、放射線・放射能対策として引き続き様々な課題が残っており、今後も全力で取り組んで行く必要があることから基本方針を改訂するもの。

2 「基本方針」改訂のポイント（赤字が変更部分）

(1) 目標

改訂前	震災以前の安全・安心なみやぎの再生～年間1ミリシーベルト以下の県土づくり～
改訂後	震災以前の安全・安心なみやぎの再生

(2) 3つの基本的視点

■基本的視点1

改訂前	不安解消のための徹底した対応～県民の目線に立った対応～ ○監視・測定機器の増強や検査対象品目の拡充により、きめ細かな測定を行うとともに、測定結果を迅速に公表します。 ○住民が持ち込んだ家庭菜園等の農産物を測定するための体制整備に努めます。
改訂後	きめ細かなモニタリングの継続 ○総合的・計画的に空間放射線量率や放射性物質濃度の監視・測定を継続し、その結果を迅速に公表します。 ○住民が持ち込んだ自然から採取した山菜や家庭菜園の農林水産物などの測定を行う市町村を支援します。

■基本的視点2

改訂前	徹底した放射線低減化システムの構築 ～年間放射線量1mSv以下の目標達成～ ○県内に広く拡散した放射性物質の除染を徹底し、適正に仮置き・保管を経て減容した上で、安全に処理する放射線低減化システムを構築し、県民への周知を図ります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> ※放射線低減化システムの流れ 除染 → 保管 → 減容 → 封じ込め (放射性物質の除去) (生活環境から隔離) (焼却等による容積の減少) (遮へい・埋却) </div> ○また、5年以内の目標達成を目指すこととし、汚染状況重点調査地域を中心に、市町村と一体となって除染を推進します。 ○なお、汚染稲わら等の処理については、国の方針に基づき適正な処理に努めます。
改訂後	汚染、風評被害、損害への十分な対応 ○8,000Bq/kg以下の廃棄物については、適正な処理が速やかに行われるよう市町村等を支援します。 ○8,000Bq/kgを超過する指定廃棄物については、国による処理が円滑に行われるよう、市町村とともに協力します。 ○除去土壌や除染廃棄物の処理については、国の方針に基づき適正な処理が行われるよう市町村を支援します。 ○県産農林水産物や観光業などの信頼回復や消費拡大のため、各種メディアや広報誌等を利用して安全性や魅力等に関する情報を積極的に発信します。 ○原発事故により被害を受けた方に対して、損害賠償についての説明会等を開催するとともに、経営不振に陥った事業者に対し、事業継続に必要な金融・経営支援や技術支援などを行います。

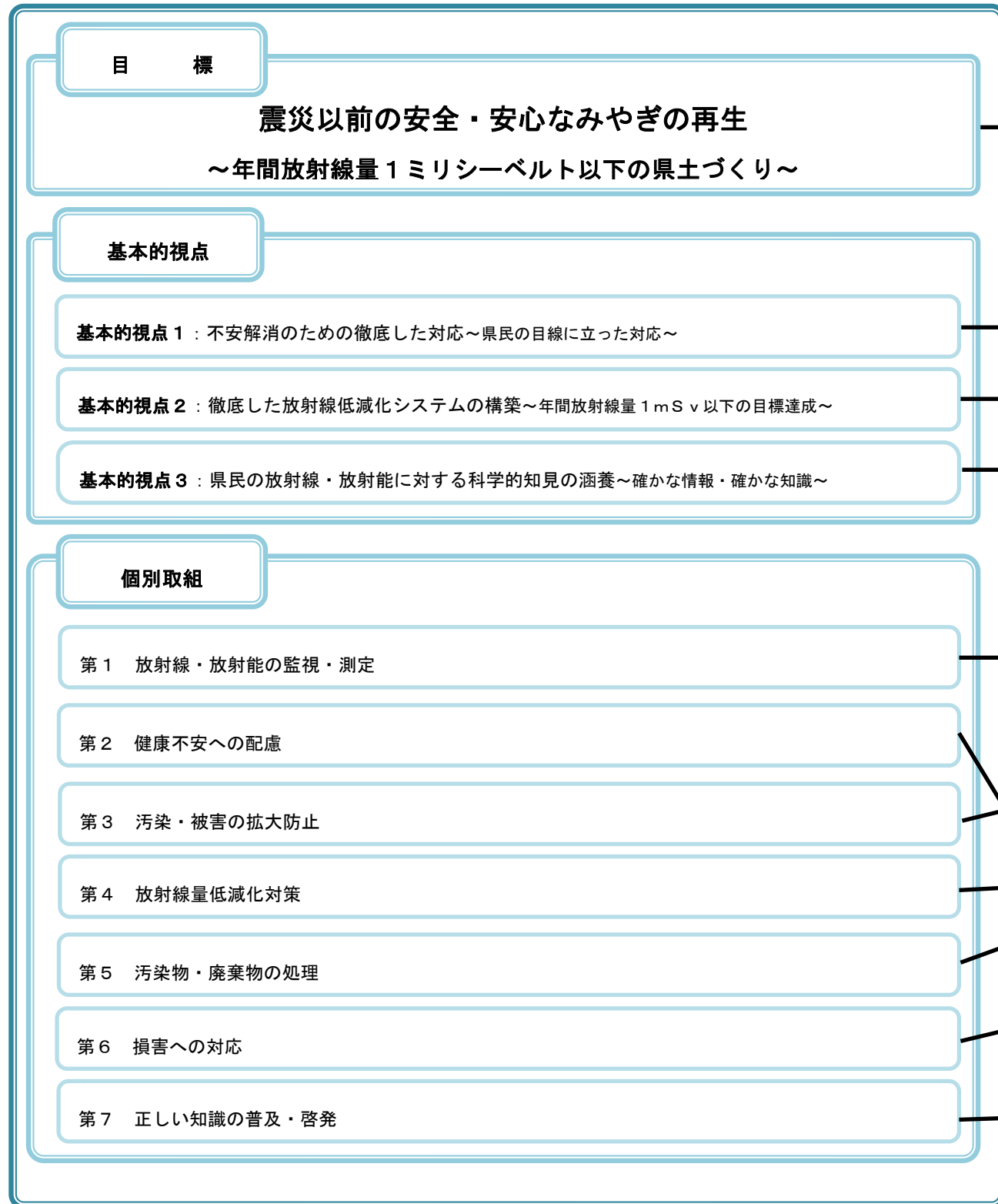
■基本的視点3

改訂前	県民の放射線・放射能に対する科学的知見の涵養～確かな情報・確かな知識～ ○県の誰もが初めて経験する未曾有の放射性物質汚染に対し、現状を冷静に判断し的確に行動するための科学的知見を県民一人一人が涵養し、正確に理解できるよう、放射線・放射能に関する知識などの情報について、セミナー開催や出前講座を拡充するなど、あらゆる機会を通じて、正確にわかりやすく提供し、正しい知識の普及・啓発を図ります。
改訂後	放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発 ○放射線・放射能に関する知識などを、県民一人ひとりが正確かつ分かりやすく理解できるよう、セミナーや出前講座を実施するほか、様々な機会を捉えて、正しい知識の普及・啓発を図ります。

(3) 個別取組

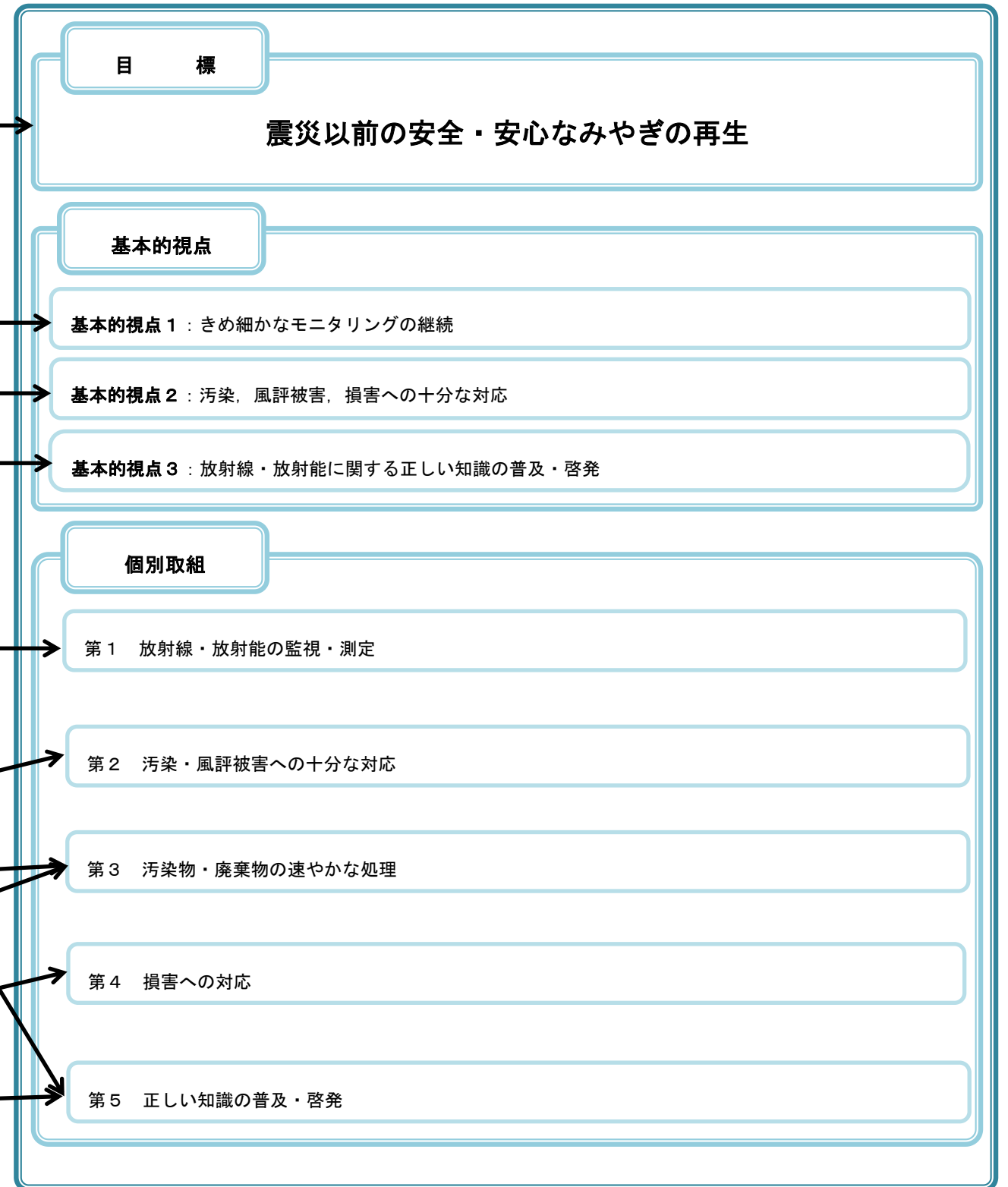
改訂前	7つの個別取組	
	第1「放射線・放射能の監視・測定」 第2「健康不安への配慮」 第3「汚染・被害の拡大防止」 第4「放射線線量低減化対策」 第5「汚染物・廃棄物の処理」 第6「損害への対応」 第7「正しい知識の普及・啓発」	
改訂後	5つの個別取組	7つの個別取組との関係
	第1「放射線・放射能の監視・測定」 第2「汚染・風評被害への十分な対応」 第3「汚染物・廃棄物の速やかな処理」 第4「損害への対応」 第5「正しい知識の普及・啓発」	第1 第3 第4と第5を統合 第6 第2と第7を統合

〔改訂前〕「基本方針」



「実施計画」(第1期, 第2期)

〔改訂後〕「基本方針」



「実施計画」(第3期)